市町村議会で議決した意見書（平成27年６月～７月議決分）

平成27年7月21日現在

No.	市 町 村 名	件名	議決年月日	頁
1	盛　岡　市	ヘイトスピーチを禁止する法の整備を求める意見書	H27.6.30	1
2	宮　古　市	平成28年度以降の復興事業において被災自治体に財政負担を求める方針の撤回を求める意見書	H27.6.3	2
3	宮　古　市	東日本大震災復興事業に対する財政支援継続と社会保障及び地方財政の充実・強化を求める意見書	H27.6.19	3
4	宮　古　市	安全保障関連法制定に反対する意見書	H27.6.19	5
5	宮　古　市	医療費助成制度における現物給付導入に係る国庫負担金減額措置の撤廃を求める意見書	H27.6.19	6
6	宮　古　市	岩手県の医療費助成制度について現物給付の導入を求める意見書	H27.6.19	7
7	宮　古　市	農協法改正をはじめとした「農業改革」に関する意見書	H27.6.19	8
8	北　上　市	30人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度の堅持と拡充及び教育予算の拡充を求める意見書	H27.6.26	9
9	北　上　市	国際平和支援法など安全保障関連法案の撤回を求める意見書	H27.6.26	10
10	北　上　市	地方財政の充実・強化を求める意見書	H27.6.26	11
11	北　上　市	農協法改正をはじめとした「農業改革」に関する意見書	H27.6.26	13
12	北　上　市	「被災児童生徒就学支援等事業交付金」の継続を求める意見書	H27.6.26	14
13	久　慈　市	農業協同組合法改定をはじめとした「農業改革」に関する意見書	H27.6.24	15
14	久　慈　市	少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度の国の負担割合二分の一復元及び教育予算の拡充を求める意見書	H27.6.24	16
15	久　慈　市	安全保障法制の整備に当たり、十分な国民への説明と憲法の理念を尊重し国会などでの慎重審議を求める意見書	H27.6.24	17
16	遠　野　市	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の１復元を求める意見書	H27.6.12	18
17	遠　野　市	「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」の継続を求める意見書	H27.6.12	19
18	一　関　市	農業農村整備の着実な推進を求める意見書	H27.6.26	20
19	一　関　市	「国際平和支援法」及び「平和安全法制整備法」の廃案を求める意見書	H27.6.26	21
20	一　関　市	労働者派遣法改定に反対し、安定した雇用環境の確立を求める意見書	H27.6.26	22
21	一　関　市	農業・農協改革に関する意見書	H27.6.26	23
22	一　関　市	TPP交渉に関する意見書	H27.6.26	24

No.	市町村名	件名	議決年月日	頁
23	陸前高田市	安保関連法案の廃案を求める意見書	H27.7.1	25
24	陸前高田市	農業改革に関する意見書	H27.7.1	26
25	釜石市	集中復興期間終了後の来年度以降も国の財政支援を求める意見書	H27.6.26	27
26	釜石市	ラグビーワールドカップ2019の開催に関わり財政支援等を求める意見書	H27.6.26	28
27	釜石市	将来にわたり市の健全な財政運営を求める意見書	H27.6.26	29
28	釜石市	鳥獣保護区の一部解除を求める意見書	H27.6.26	30
29	二戸市	「戦争法」制定に反対する意見書	H27.6.15	31
30	二戸市	労働者派遣法改正案、労働基準法改正案の撤回を求める意見書	H27.6.15	32
31	二戸市	東日本大震災復興事業は全額国費で進めることを求める意見書	H27.6.15	33
32	葛巻町	地方自治体の医療費助成制度における現物給付導入に係る国庫負担金削減の撤廃を求める意見書	H27.7.2	34
33	葛巻町	岩手県の医療費助成制度について現物給付の導入を求める意見書	H27.7.2	35
34	西和賀町	30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度堅持及び拡充、教育予算拡充を求める意見書	H27.6.26	36
35	西和賀町	農協改革をはじめとした「農業改革」に関する意見書	H27.6.26	37
36	西和賀町	「被災児童生徒就学支援等事業交付金」継続に向けた国への働きかけを求める意見書	H27.6.26	38
37	住田町	安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める意見書	H27.6.12	39
38	大槌町	集団的自衛権の行使容認に反対する意見書	H27.6.11	40
39	大槌町	東日本大震災集中復興期間終了後における被災自治体の財政負担を求める方針の撤回を求める意見書	H27.6.11	41
40	山田町	岩手県の医療費助成制度について現物給付の導入を求める意見書	H27.6.11	42
41	山田町	平成28年度以降の復興事業において被災自治体に財政負担を求める方針の撤回を求める意見書	H27.6.11	43
42	田野畑村	安全保障関連法制定の慎重審議を求める意見書	H27.7.13	44
43	軽米町	「安保法制」制定に反対する意見書	H27.6.19	45
44	軽米町	少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書	H27.6.19	46
45	野田村	「国際平和支援法」及び「平和安全法制整備法」の国民的な議論・合意に関する意見書	H27.6.19	47
46	一戸町	「国際平和支援法」及び「平和安全法制整備法」の廃案を求める意見書	H27.6.9	48

No.	市町村名	件名	議決年月日	頁
47	一　戸　町	少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書	H27.6.9	49
48	一　戸　町	国道4号一戸町岩舘字川又～子守間に自転車歩行者道整備を求める意見書	H27.6.9	50

市町村議会名	意見書の内容
盛　岡　市	【議決年月日】平成 27 年６月 30 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、法務大臣 【件　　　名】ヘイトスピーチを禁止する法の整備を求める意見書 昨今、一部の国や民族あるいは特定の国籍の外国人を排斥する趣旨の言動、いわゆるヘイトスピーチが大きな社会問題となっています。 平成 26 年７月に、国際連合の自由権規約委員会は、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」上の人種差別に該当する差別的言動の広がりに懸念を示し、日本政府に対し、このような差別的言動に対処する措置を採るべきとの勧告を出しました。さらに、同年８月には、国際連合の人種差別撤廃委員会も、日本政府に対し、法で規制を行うなどヘイトスピーチへの適切な対処に取り組むことを強く求める勧告を行いました。 人種や民族、国籍等の違いから生じる差別は決して許されるものではなく、国際社会における我が国への信頼を失うことにもなりかねないことから、早急に対応することが必要です。 よって、国においては、差別のない社会の実現へ向け、次の事項を実現するよう求めます。 記 １　ヘイトスピーチを禁止する法の整備を行うこと。 ２　人種差別撤廃条約４条(a)及び(b)に関し，その留保を撤回すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
宮　古　市	【議決年月日】平成 27 年６月３日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣、復興大臣 【件　　　名】平成 28 年度以降の復興事業において被災自治体に財政負担を求める方針の撤回を求める意見書 （趣旨） 東日本大震災津波による被災地の復興状況を踏まえ、平成２７年度までとされている集中復興期間を復旧・復興が成し遂げられるまで延長するとともに、平成２８年度以降の復興事業において被災自治体に財政負担を求める方針を撤回するよう強く要望する。 （理由） 東日本大震災津波の発災から４年が経過し、当市ではさまざまな復旧・復興事業が、まさに最盛期を迎えようとしているところであるが、甚大な被害に加え、マンパワー不足や資材不足などの理由により、全ての事業を集中復興期間内に完了することは不可能であり、平成２８年度以降も国の特例的な財政支援の継続が不可欠である。 しかし、先日公表された「集中復興期間の総括及び平成２８年度以降の復旧・復興事業のあり方（案）」では、復興事業に対する自治体負担のあり方についての基本的な考え方が示され、復興交付金（効果促進事業）、社会資本整備総合事業（復興枠事業）、宮古盛岡横断道路などの復興支援道路や三陸沿岸道路などの道路整備、港湾整備などについては、「被災自治体に一定の負担を求める」とされたところである。 このことは、たとえ数パーセントの負担率であっても、財政がぜい弱な被災自治体に与える影響は大きく、復興の大幅な遅れにつながりかねない。 よって、国においては、被災地の復興の現状や財政状況を踏まえ、平成２７年度までとされている集中復興期間を復旧・復興が成し遂げられるまで延長するとともに、特例的な財政支援を継続し、被災自治体に対し財政負担を求める方針を撤回するよう強く要望する。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
宮　古　市	【議決年月日】平成 27 年６月 19 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、復興大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、地方創生担当大臣 【件　　　名】東日本大震災復興事業に対する財政支援継続と社会保障及び地方財政の充実・強化を求める意見書 （趣旨） 2016 年度の政府予算、地方財政計画の検討にあたって、東日本大震災復興事業の地元負担導入によらない財政支援継続と社会保障予算及び地方財政の充実・強化を求める。 （理由） 政府は、本年度で集中復興期間が終了する東日本大震災の復興事業について、2016 年度以降、復興交付金の基幹事業以外の事業に地元負担を求める基本方針を明らかにした。被災地の復興はまだ途上にあり、地元負担導入は復興まちづくりの足かせになるとともに、被害が甚大で復興が遅れている自治体にとってはより深刻な事態となる。 被災地は、人口減少や産業基盤整備の遅れ等により財政状況は厳しく、新たな負担に耐える余力はなく、これまでどおりの国の財政支援継続が必要不可欠である。 また、地方自治体は、子育て支援、医療、介護などの社会保障、被災地の復興、環境対策、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の策定など、新たな政策課題に直面している。一方、地方公務員を始め、人材が減少する中で新たなニーズの対応が困難となっており、公共サービスを担う人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立を目指す必要がある。 しかし、経済財政諮問会議においては、2020 年のプライマリーバランスの黒字化を図るため、社会保障と地方財政が二大ターゲットとされ、歳出削減に向けた議論が進められている。財政再建目標の達成を目的に必要不可欠なサービスが削減されれば、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかである。 以上のことから、2016 年度の政府予算、地方財政計画の検討にあたっては、被災地の早期復興に向けた財源確保と国民生活を支える社会保障予算及び地方財政の充実・確立が求められている。 よって、政府に次のとおり対策を求める。 記 １　東日本大震災の集中復興期間後の復興事業について、地元負担導入を行わないこと。 また、復興交付金、震災復興特別交付税等の復興に係る財源措置については、集中復興期間終了後の 2016 年度以降も継続すること。 ２　社会保障、被災地復興、環境対策、地域交通対策、人口減対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源の確保を図ること。特に、

市町村議会名	意見書の内容
	今後、策定する財政健全化計画において、地方一般財源総額の現行水準の維持・確保を明確にすること。 ３　子ども・子育て支援新制度、地域医療構想の策定、地域包括生活ケアシステム、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保と地方財政措置を的確に行うこと。 ４　地方財政計画に計上されている「歳出特別枠」及び「まち・ひと・しごと創生事業費」については、自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、現行水準を確保すること。また、これらの財源措置について、臨時、一時的な財源から恒久的財源へと転換を図るため、社会保障、環境対策、地域交通対策など、経常的に必要な経費に振り替えること。 ５　地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。 ６　2015 年度国勢調査を踏まえ、東日本大震災被災地等の人口急減自治体の行財政運営に支障が生じることがないよう地方交付税算定のあり方を検討すること。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
宮　古　市	【議決年月日】平成27年６月19日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣 【件　　　名】安全保障関連法制定に反対する意見書 （趣旨） 政府は、第189国会に「国際平和支援法案」と「平和安全法制整備法案」の２法案を提出した。この法案は、日本国憲法に違反し、わが国を再び戦争ができる国に変えようとするものである。よって、２法案の制定に反対するとともに、本法案を断念するよう強く求める。 （理由） 安倍政権は５月15日、「国際平和支援法案」と「平和安全法整備法案」の２法案を国会提出した。 国際平和支援法案は、新たな立法措置なしに多国籍軍等の戦争を自衛隊が随時支援できるようにするための恒久法である。「平和安全法制整備法案」は、武力攻撃事態法改正案、周辺事態法改正案（重要影響事態法案に名称変更）、国連平和維持活動（ＰＫＯ）協力法改正案、自衛隊法改正案などの10本の改正案を一括法案として、「存立危機事態」の定義を定めて、わが国が攻撃されていなくても戦争に参加する集団的自衛権行使を可能にするものである。また、周辺事態法などの地理的制約を撤廃して世界中のどこへでも、米国以外の軍隊も支援でき、ＰＫＯ活動の際の「駆けつけ警護」も可能となり武器使用権限も拡大されるなど、自衛隊の活動内容は大幅に拡大する。 政府は長年にわたって「憲法９条下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛する必要最小限の範囲にとどめるべき」として、集団的自衛権の行使や他国軍の武力行使との一体化を憲法は許容していないとしてきた。しかし、今回の２法案は、平和憲法下のわが国の基本政策を180度転換し、戦争を放棄した平和国家日本のあり方を根本から変えるものであり、到底容認することはできない。憲法に違反し、戦争ができる国に変えようとする２法案の制定に強く反対をする。 よって、政府は２法案の制定を断念するよう強く求めるものである。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
宮　古　市	【議決年月日】平成 27 年６月 19 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣 【件　　　名】医療費助成制度における現物給付導入に係る国庫負担金減額措置の撤廃を求める意見書 （趣旨） 住民の健康増進及び傷病の早期発見、早期治療による重症化防止のため、医療費助成制度において現物給付を導入する自治体に対する国庫負担金減額措置の撤廃を強く要望する。 （理由） 岩手県の医療費助成制度の給付方法は償還払い方式である。もう一方の現物給付方式は、東北では岩手県以外のすべての県で導入しており、全国でも多くの都道府県が導入している。 患者にとって現物給付のメリットは、負担上限額分の医療費を用意しておけば、それ以上の支払いが不要なことである。そのため、安心して受診でき、傷病の早期発見、早期治療につなげることができる。また、一方の償還払いの際に必要となる医療費助成給付申請の手続きが不要である。市町村にとっては、償還払いに係る事務作業や振込手数料が不要であり、医療機関にとっては、医療費助成給付申請書の確認と診療報酬明細書（レセプト）への貼付が不要である。 しかし、現物給付を導入すれば、ペナルティとして国民健康保険に係る国からの国庫負担金が減額されてしまう。そもそも国民の健康を守ることは、日本国憲法 25 条で規定されているように国の責務である。 よって、国においては、住民の健康増進及び傷病の早期発見、早期治療による重症化防止のため、次の項目について早期に実現するよう強く要望する。 記 １　医療費助成制度で現物給付を導入する自治体に対する国民健康保険に係る国庫負担金減額措置を撤廃すること。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
宮　古　市	【議決年月日】平成 27 年６月 19 日 【提　出　先】岩手県知事 【件　　　名】岩手県の医療費助成制度について現物給付の導入を求める意見書 （趣旨） 　住民の健康増進及び傷病の早期発見、早期治療による重症化防止のため、医療費助成制度について現物給付を導入するよう強く要望する。 （理由） 　本県の医療費助成制度の給付方法は償還払い方式である。もう一方の現物給付方式は、東北では岩手県以外のすべての県で導入しており、全国でも多くの都道府県が導入している。 　患者にとって現物給付のメリットは、負担上限額分の医療費を用意しておけば、それ以上の支払いが不要なことである。そのため、安心して受診でき、傷病の早期発見、早期治療につなげることができる。また、一方の償還払いの際に必要となる医療費助成給付申請の手続きが不要である。市町村にとっては、償還払いに係る事務作業や振込手数料が不要であり、医療機関にとっては、医療費助成給付申請書の確認と診療報酬明細書（レセプト）への貼付が不要である。 　よって、県においては、住民の健康増進及び傷病の早期発見、早期治療による重症化防止のため、次の項目について早期に実現するよう強く要望する。 記 １　県の医療費助成制度について現物給付を導入すること。 　以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
宮　古　市	【議決年月日】平成 27 年６月 19 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、 内閣府特命担当大臣（規制改革） 【件　　　名】農協法改正をはじめとした「農業改革」に関する意見書 （趣旨） 安全・安心な食料を生産する家族農業経営を育て、食料自給率を向上させる政策や、地域農業、家族農業経営及び地域の暮らしを支える農協を発展させる政策の充実など、地域及び地域経済を活性化させる対策を早急に講じるよう強く要望する。 （理由） 政府は、規制改革会議から提出された規制改革に関する第２次答申を踏まえ、規制改革実施計画を閣議決定したところであり、今通常国会に関連法案が提出されている。 この規制改革による農協及び農業委員会の見直しは、地域農業や農協のあり方にとどまらず、国民の食料や地域の将来、そして協同組合そのもののあり方に関わる重大な問題である。 この規制改革は、安倍内閣総理大臣が成長戦略の一環として、これまで競争原理がなじまないとされてきた医療・健康分野と並び、農業を企業の自由競争の場に開放する政策の一環として進められているものであり、その障害となる農地法や農協及び農業委員会を岩盤規制と称して、事実上の解体を目指すものとなっている。 この規制改革が進められることによって、家族農業経営が追い出され、地域農業と地域の暮らし、そして協同組合が破壊されることとなり、国際協同組合同盟（ＩＣＡ）も、協同組合原則を侵害するものとして厳しく批判している。 よって、国においては、地域及び地域経済を活性化させるため、早急に次の措置を講ずるよう強く要望する。 記 １　農業改革にあたっては、国連も推奨している家族農業経営も担い手に位置づけ、食料自給率の向上を目指すものとすること。また、一般企業の農地取得に道を開く農地法改正や農業委員の公選制等の廃止をやめること。 ２　協同組合である農協のあり方は、農協自身による改革を尊重し、法的な措置による強制はやめること。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
北　上　市	**【議決年月日】平成 27 年６月 26 日** **【提　出　先】内閣総理大臣、文部科学大臣、総務大臣、財務大臣** **【件　　　名】30 人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度の堅持と拡充及び教育予算の拡充を求める意見書** 平成 23 年度に義務標準法が改正され、小学校１学年の基礎定数化がはかられました。これは、30 年ぶりの学級編成標準の引き下げであり、今後、少人数学級への着実な実行が必要です。日本は、ＯＥＣＤ諸国に比べて、１学級あたりの児童生徒数や教員一人あたりの児童生徒数が多く、きめ細やかな対応をするためには学級規模を引き下げることが必要です。平成 22 年に文部科学省が実施した「今後の学級編成及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、回答者の約６割が小中学校の望ましい学級規模として、26 から 30 人を挙げており、このことから保護者も 30 人以下学級を望んでいることは明らかです。 また、子どもたちが全国どこに住んでいても均等に一定水準の教育を受けられることが憲法の精神です。しかし、教育予算については、ＧＤＰに占める教育費の割合はＯＥＣＤ加盟 28 カ国の中で最下位であり、また、国の三位一体改革により義務教育費国庫負担制度の国の負担割合は２分の１から３分の１に引き下げられ、これにより教育予算は地方自治体の財政を圧迫しています。地方自治体が教育費の財源を安定的に確保するためには、義務教育費の国庫負担制度を堅持し、さらに国の負担割合を３分の１から２分の１へ引き上げることが必要です。 将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要です。未来への先行投資として子どもや若者の学びを切れ目なく支援し、人材の育成から雇用・就業の拡大につなげる必要があります。 よって、国及び政府関係機関においては、次の事項を実現するよう強く求めます。 １　少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、ＯＥＣＤ諸国並みのゆたかな教育環境を整備するため、30 人以下学級を目指すこと。 ２　教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国負担割合を２分の１に復元すること。 ３　学校施設整備費、就学援助・奨学金、学校・通学路の安全対策など、教育予算の充実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
北　上　市	【議決年月日】平成 27 年６月 26 日 【提　出　先】内閣総理大臣、防衛大臣、内閣官房長官 【件　　　名】国際平和支援法など安全保障関連法案の撤回を求める意見書 政府は、平成 26 年７月に集団的自衛権の行使容認を閣議決定し、自衛隊の活動を拡大する考えを打ち出しました。そして、平成 27 年５月 15 日には安全保障関連法案が国会に提出され、審議が行われています。 安全保障関連法案は、国際紛争に対処する他国籍軍の後方支援を新たな立法措置をとらなくても随時可能にする「国際平和支援法案」と、集団的自衛権の行使を可能とする武力攻撃事態法や自衛隊法など 10 件の法律を一括改正する「平和安全法制整備法案」の２法案であり、国民生活に関わる極めて重要な法案であります。 国際情勢の変化とともに、わが国に求められる国際貢献のありかたも変わってきており、新たな対応の必要性が主張される一方、自衛隊の海外派遣や集団的自衛権行使の判断が、時の政権の裁量に委ねられてしまうのではないかと不安視する声も高まっています。 また、平成 27 年６月４日に衆議院憲法審査会で行われた参考人質疑では、憲法を専門とする有識者３名全員が、法案について憲法違反との認識を表明し、違憲性を問う動きが強まっています。憲法に基づかない政府の統治は、立憲主義に反することになります。 集団的自衛権の行使容認は、これまで歴代政府が踏襲してきた戦後の安全保障体制を根本から変えようとするものであり、憲法解釈の変更だけで対応すべきものではありません。 よって、国及び政府関係機関に対し、安全保障関連法案の即時撤回を求めます。 以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
北　上　市	【議決年月日】平成27年６月26日 【提　出　先】内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、 内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）、経済産業大臣、 地方創生担当大臣、厚生労働大臣、内閣官房長官 【件　　　名】地方財政の充実・強化を求める意見書 地方自治体は、社会保障や環境対策など果たす役割が拡大するなか、人口減少対策を含む地方版総合戦略の策定等、新たな政策課題にも直面しています。増大するニーズに対応するためには、公共サービスを担う人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立を目指す必要があります。 しかし、経済財政諮問会議においては、平成32年度プライマリーバランスの黒字化を図るため、社会保障と地方財政を歳出改革の重点分野としています。財政再建目標を達成するためだけに、不可欠なサービスが削減されれば、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかです。 このため、平成28年度の政府予算、地方財政の検討にあたっては、社会保障予算の充実、地方財政の確立を目指すことが必要であり、国及び政府関係機関においては、次の事項を実現するよう強く求めます。 １　社会保障、被災地復興、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。特に、今後、策定する財政再建計画において、地方一般財源総額の現行水準の維持・確保を明確にすること。 ２　子ども・子育て支援新制度、地域医療構想の策定、地域包括生活ケアシステム、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度など、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保と、地方財政措置を的確に行うこと。 ３　復興交付金、震災復興特別交付税などの復興に係る財源措置については、復興集中期間終了後の平成28年度以降も継続すること。 ４　各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないよう対応を図ること。また、償却資産にかかる固定資産税やゴルフ場利用税については、市町村の財政運営に不可欠な税であるため、現行制度を堅持すること。 ５　地方財政計画に計上されている「歳出特別枠」及び「まち・ひと・しごと創生事業費」については、自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、現行水準を確保

市町村議会名	意見書の内容
	することと。また、これらの財源措置について、臨時・一時的な財源から恒久的財源へと転換を測るため、社会保障、環境対策、地域交通対策など、経常的に必要な経費に振替えること。 以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
北　上　市	【議決年月日】平成 27 年６月 26 日 【提　出　先】内閣総理大臣、農林水産大臣 【件　　　名】農協法改正をはじめとした「農業改革」に関する意見書 今国会に提出された「農業改革」に関する法案は、競争原理が馴染まないとされてきた農業を企業の自由競争の場に開放し、「岩盤規制」と称される農協法や農業委員会法及び農地法の改正を目指すものであり、地域農業や農協のあり方にとどまらず、国民の食料や地域の将来に重大な影響を及ぼす可能性があります。 農協法の改正は、ＪＡ全中による各地の農協、農家への指導・監督体制が国内農業の競争力強化を阻む障害になっているとの判断によるものですが、ＪＡ全中の中央と地域を結ぶ調整役としての役割を軽視するものであり、農業者に大きな影響を与える恐れがあります。農業委員会法の改正による公選制廃止は、農家の代表としての役割が失われ、地域農業の実態に即した農業振興が図られなくなるとともに、農業振興に対する農業者の意見表明の場の減少につながると考えます。また、農地法の改正においては、農業生産法人の要件緩和は、企業参入の加速化が想定され、法人の意思決定権者が地域内に存在しない事態や、今後の集落内の農地の利用や調整に懸念が生じます。特に岩手県内は他県に比べると中山間地が多く、農地集積が難しい地域であり、現状に即していないと考えます。 当市は兼業農家が大部分を占めており、今回の「農業改革」が進められれば、家族的農業経営が成り立たなくなり、地域農業や地域社会の維持・発展が阻害されると考えます。後継者は、自家に農地があることで近隣の職場で働きながら休日に農業をしていますが、農地が集約化されると農業をする必要がなくなることから地元に留まる理由がなくなり、首都圏への人口流出が加速し、地域が衰退するとの危惧があります。 私たちは、今日食料危機が心配されるなか、農業者を支える諸制度の充実、地域コミュニティの維持、及び協同組合の発展によって、様々な担い手による協働を進めることが農業を始めとして地域の活性化につながると考えます。 以上の状況に鑑み、次の事項の実現を強く求めます。 １　農業改革にあたっては、一般企業の農地取得に道を開く農地法改正や農業委員会の公選制廃止などを止め、地域の実情を踏まえた内容とし、食料自給率の向上をめざすものとすること。 ２　協同組合である農協のあり方は、農協自身の改革を尊重し、法的な措置による強制は止めること。 以上、地方自治法第 99 条に基づき意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
北　上　市	【議決年月日】平成 27 年６月 26 日 【提　出　先】内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、復興大臣 【件　　　名】「被災児童生徒就学支援等事業交付金」の継続を求める意見書 　東日本大震災から４年が経過しました。被災地では、いまだ地域の復旧・復興の遅れから先行きの見通しが立たない中､家庭や地域での様々な問題が子どもたちの生活に大きな影響を与えています。 　「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」は、平成 23 年度の国の補正予算において、「東日本大震災で被災をし､経済的理由により就学等が困難な子どもを対象に就学支援等を実施する」ため、平成 26 年度まで必要な支援ができるよう創設されたものです。この交付金により、幼稚園の保育料や入園料、小・中学校の学用品費や通学費、高等学校の奨学金、私立学校の授業料等の減免など多くの就学支援等が行われ､被災した子どもたちや保護者に大きな安心感を与えてきました。 　しかし、この「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」は、平成 26 年度までの事業となっており、平成 27 年度においては、基金方式ではないものの「被災児童生徒就学支援等事業交付金」として継続されましたが、集中復興期間が終了する平成 28 年度以降どうなるのか見えない状況となっています。この交付金の対象者は平成 25 年度で 52,436 人となっており、これからもこの事業を必要とする子どもたちは数多くいます。 　よって、国及び政府関係機関においては、引き続き平成 28 年度以降も全額国費で支援する「被災児童生徒就学支援等事業交付金」を継続していただくよう、強く要望します。 　以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
久　慈　市	【議決年月日】平成 27 年６月 24 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣 【件　　　名】農業協同組合法改定をはじめとした「農業改革」に関する意見書 政府は、今通常国会に農業改革に関する法案を提案しました。 規制改革会議の答申を受けて進められている「農業改革」の名による農協・農業委員会改革は、地域農業や農協の在り方にとどまらず、国民の食料や地域の将来、そして協同組合そのものの在り方に関わる重大な問題です。 今回提起されている「農業改革」は、安倍首相の「日本を世界で一番、企業が活躍しやすい国にする」という成長戦略の一環として、これまで競争原理がなじまないとされてきた医療・健康分野と並んで、農業を企業の自由競争の場に開放する政策として進められているもので、その障害となる農地法や農協、農業委員会を岩盤規制と称して、事実上の解体を目指すものになっている。 今回の「農業改革」が進められるならば、家族農業経営が追い出され、地域農業と地域の暮らし、そして協同組合を破壊することになってしまう。ＩＣＡ(国際協同組合同盟)も、協同組合原則を侵害するものとして厳しく批判している。 安全、安心な食料を生産する家族農業経営を育て、食料自給率を向上させる政策、そして地域農業と家族農業経営、地域の暮らしを支える農協を発展させることこそ、地域と地域経済を活性化させる道だと考えることから、下記の事項について強く要望する。 記 １　農政改革に当たっては、国連も推奨している家族農業経営を育てることを旨とし、食料自給率の向上を目指すものとすること。一般企業の農地取得に道を開く農地法改正や農業委員の公選制の廃止をやめること。 ２　協同組合である農協の在り方は、農協自身の改革を尊重し、法的な措置による強制はやめること。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
久　慈　市	【議決年月日】平成 27 年６月 24 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、総務大臣、財務大臣 【件　　　名】少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度の国の負担割合二分の一復元及び教育予算の拡充を求める意見書 義務標準法では、１学級あたりの定員を小学校一年生は 35 人とすることとしていますが、それ以上の拡充が進んでいません。岩手県では、加配措置を活用した県独自予算として、35 人学級の拡充を小学校四年生まで及び中学校一年生において行っています。 日本は、ＯＥＣＤ諸国に比べて、１学級あたりの児童生徒数や教員１人あたりの児童生徒数が多くなっています。一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、ひとクラスの学級規模を引き下げる必要があります。 社会状況等の変化により、いじめ、不登校等生徒指導の課題も深刻化し、発達障害など、特別な支援を要する子どもたちへの対応も課題となっています。このような課題の解決に向け、一人ひとりの子どもに丁寧な支援、対応を行うためには、１学級の規模を引き下げ、計画的な定数改善がぜひとも必要です。文部科学省が実施した「今後の学級編成及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約６割が「小中高校の望ましい学級規模」として、26 人～30 人を挙げています。国民も 30 人以下学級を望んでいることは明らかです。 三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国の負担割合が二分の一から三分の一に引き下げられました。その結果、地方自治体財政は圧迫され、非正規教職員も増えています。子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。 子どもの学ぶ意欲・主体的な取り組みを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠です。こうした観点から、平成 28 年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう強く要望します。 記 １　小中学校における一学級あたりの定員を 30 人以下とし、適切な定数改善を進めること。 ２　教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の国の負担割合を二分の一に復元すること。 ３　学校施設整備費、教材費や図書費、就学援助費や奨学金、学校や通学路の安全など、特にも被災地方自治体における教育予算が十分に確保できるよう、地方交付税を含め国の教育予算を拡充すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
久　慈　市	【議決年月日】平成 27 年６月 24 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、外務大臣、防衛大臣 【件　　　名】安全保障法制の整備に当たり、十分な国民への説明と憲法の理念を尊重し国会などでの慎重審議を求める意見書 政府は第 189 回通常国会に「国際平和支援法案」と「平和安全法制整備法案」の２法案を提出した。 国際平和支援法案は多国籍軍などの戦争を自衛隊が随時支援できるようにするための恒久法であり、平和安全法制整備法案は集団的自衛権の行使を可能とするための自衛隊法改正案等 10 法案を一括したものである。 ５月 26 日から国会で安全保障関連法案の審議が始まったが、共同通信社による５月 30 日、31 日の全国世論調査では安倍政権の姿勢に対し、「十分に説明しているとは思わない」との回答が 81.4%、法案成立後、自衛隊が戦争に巻き込まれるリスクが「高くなる」は 68.0%で、国民の懸念が示された。 よって、国におかれては、国民を守るための安全保障法制の整備に当たっては、平和に対する国民の不安や疑念を払拭するためにも、十分な国民への説明と憲法の理念を尊重し、今国会での成立にこだわらず慎重審議を尽くされるよう強く要請し、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
遠　野　市	【議決年月日】平成 27 年６月 12 日 【提　出　先】内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、総務大臣、財務大臣 【件　　　名】教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度２分の１復元を求める意見書 日本は、ＯＥＣＤ諸国に比べて、１学級当たりの児童生徒数や教員１人当たりの児童生徒数が多くなっている。しかしながら、第７次教職員定数改善計画の完成後９年もの間、国による改善計画のない状況が続いている。自治体が見通しを持って安定的に教職員を配置するためには、国段階での国庫負担に裏づけされた定数改善計画の策定が必要である。一人ひとりの子どもたちへのきめ細かな対応や学びの質を高めるための教育環境を実現するためには、教職員定数改善が不可欠である。また、新しい学習指導要領により、授業時数や指導内容が増加している。日本語指導などを必要とする子どもたちや障害のある子どもたちへの対応、いじめ･不登校などの課題もある。こうしたことの解決に向けて、少人数教育の推進を含む計画的な教職員定数改善が必要である。 いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われているが、国の施策として定数改善に向けた財源補償をすべきである。 三位一体改革により、義務教育費国庫負担精度の負担割合が２分の１から３分の１に引き下げられた。その結果、自治体財政が圧迫され非正規教職員も増えている。子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育が受けられることが憲法上の要請である。 子どもの学ぶ意欲･主体的な取組を引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠である。こうした観点から、2016 年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、強く求めるものである。 記 １　子どもたちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。 ２　教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を２分の１に復元すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
遠　野　市	【議決年月日】平成 27 年６月 12 日 【提　出　先】内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣 【件　　　名】「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」の継続を求める意見書 東日本大震災から４年が経過した。東日本大震災で被災をし、経済的理由により就学等困難な子どもを対象に、国による就学支援等が行われている。 具体的には、幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学級・学校、私立学校、専修学校・各種学校に対して自治体が実施している既存の就学支援事業等において、震災により、対象者増や単価増が見込まれるため、自治体の新たな負担を全額、国が負担・支援するものである。 2011 年度の国の補正予算において、2014 年度まで必要な支援ができるよう「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」が創設された。2015 年度は基金方式ではないものの「被災児童生徒就学支援等事業交付金」として継続された。 交付金での事業を受けている子どもの数は全国で、2011 年度 67,639 人、2012 年度 58,352 人、2013 年度 52,436 人となっており、学校現場からも事業の継続を強く望む声が届いている。 国の東日本大震災復興特別会計は来年度以降も続くか、集中復興期間は 2015 年度で終了することになっており、復興事業の見直しが検討されている。 こうした状況を踏まえ、経済的に困窮している家庭の子供たちの就学・修学が保障されるよう、下記事項の実現を強く求める。 記 1　東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学を保障するため、引き続き、2016 年度以降も全額国費で支援する「被災児童生徒就学支援等事業交付金」を継続すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
一　関　市	【議決年月日】平成 27 年６月 26 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣、岩手県知事 【件　　　名】農業農村整備の着実な推進を求める意見書 国は『農林水産業・地域の活力創造プラン』を策定し、農地中間管理事業や多面的機能支払制度などの農政の大改革を進めております。 また、3月に閣議決定した『食料・農業・農村基本計画』では、新たな食料自給目標を設定するとともに、国内の食料の潜在生産能力を評価するなどの方針を打ち出しました。 こうした目標達成に向けて、農地利用集積の向上や水田のフル活用、多面的機能の維持・発揮を進めていくためには、農業基盤整備が必須であり、当市においても、平成26年度においては、農地中間管理事業の活用により、約721ヘクタールの農地集積を行いました。これは、県内の約30%を占める面積であります。 農業基盤整備においても、大区画の整備は最終盤を迎え、これからは、市内の中枢を占める中山間地域の整備を予定しております。 今、当市は、急激な人口減少、高齢化を踏まえ、地域の生き残りをかけ鋭意努力を重ねております。 こうしたなか、農業農村整備事業の平成27年度予算は、地元要望を踏まえた県予算の約60%程度であり、地方創生のスタートにも立てない状況にあります。 つきましては、下記事項について地方の実情を踏まえ、予算確保や支援体制の充実を求め、意見を提出します。 記 1　国が進める新たな農業政策の目標達成に向け、生産基盤整備が遅れている本県において、米の生産コストの一層の低減を図るためには、水田の大区画化や施設の長寿命化が必須であり、農業農村整備事業予算について、平成27年度において追加（補正）を行うとともに、平成28年度当初予算の十分な措置を講じること。 以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
一　関　市	【議決年月日】平成 27 年６月 26 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、外務大臣、防衛大臣 【件　　　名】「国際平和支援法」及び「平和安全法制整備法」の廃案を求める意見書 政府は第 189 回通常国会に「国際平和支援法案」と「平和安全法制整備法案」の２法案を提出した。 国際平和支援法案は、多国籍軍などの戦争を自衛隊が随時支援できるようにするための恒久法であり、平和安全法制整備法案は集団的自衛権の行使を可能とするための自衛隊法等改正案 10 法案を一括したものである。 ５月 26 日から国会で安全保障関連法案審議が始まったが、共同通信社による全国世論調査では安倍政権の姿勢に対し、「十分に説明しているとは思わない」との回答が 81.4%、法案成立後、自衛隊が戦争に巻き込まれるリスクが「高くなる」との回答が 68.0%で、国民の懸念が示された。 また、６月４日衆議院憲法審査会において参考人３人の憲法学者全員が「違憲」との認識を示した。 一関市議会は、平成 26 年 6 月 20 日付で政府に対し、「憲法解釈変更によって集団的自衛権行使を容認することを行わないことを求める意見書」を送付している。 政府は、長年にわたって「憲法９条下において許容されている自衛権の行使は、わが国を防衛するため必要最小限の範囲にとどまるべき」として、集団的自衛権の行使や他国軍の武力行使との一体化を憲法違反としてきた。今回の２法案は、平和憲法下のわが国の基本政策を転換し、戦争放棄した平和国家日本の在り方を根本から変えるものであり、到底認めることはできない。 よって、「国際平和支援法」及び「平和安全法制整備法」制定を廃案とすることを強く求めるものである。 以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
一　関　市	【議決年月日】平成 27 年６月 26 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣 【件　　　名】労働者派遣法改定に反対し、安定した雇用環境の確立を求める意見書 １日８時間、週 40 時間以内の労働で、健康で文化的な生活ができる社会の実現が求められています。昨年の過労死等防止対策推進法の制定に続き、ブラック企業の根絶に向け、生体リズムを無視した働き方、働かせ方や不安定雇用の濫用を規制し、社会の劣化を防ぐ法制度の整備が求められています。安定したまともな雇用環境を確立することは、地域創生のためにも、震災からの復興を進めるためにも重要です。 しかし、政府は、生涯派遣で働かされる労働者派遣法の強化、過労死を促進する残業代ゼロ法の導入、解雇の金銭解決制度の導入など、労働法制の規制緩和を進めようとしています。 安定したまともな雇用環境を確立するために、以下の事項について要望します。 記 １　労働時間規制の適用除外の拡大や裁量労働制の対象拡大、手続緩和は行なわないこと。 ２　正社員ゼロ、生涯派遣につながる規制緩和は行わず、労働者派遣法を改正して、均等待遇と臨時的、一時的な業務への限定を明記すること。 ３　解雇の金銭解決制度など、解雇しやすい仕組みづくりは行わず、 整理解雇の４要件を法律化するなど、解雇規制を強化すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
一　関　市	【議決年月日】平成 27 年６月 26 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、 内閣府特命担当大臣（規制改革） 【件　　　名】農業・農協改革に関する意見書 政府は、2014 年６月 24 日、「規制改革会議答申」を受け、「農林水産業・地域の活力創造プラン」を改訂し、農業所得の増大や農業の成長産業化のために農協・農業委員会等に関する改革の推進を提起しています。 いま提起されている「農業改革」は、農業生産法人要件の緩和等、農業を企業に開放するために、障害となる農業委員会や農協を解体しようというものです。 いのちの源である食糧生産を担う農業が縮小し、食の安全・安定供給や農業の持つ多面的機能を失い、地域を支える生業や雇用を奪うことになります。 農業委員の公選制を廃止し、地域農業振興の建議機能を奪うことは、農地管理や農業振興に対する農業者の意見表明の場を奪うことになります。 また、農協のあり方に政治が介入することは、ＩＣＡ(国際協同組合同盟)も批判しているように、協同組合原則を否定するものであります。 政府が進めようとしている農協中央会の新たな組織への改編、連合会の株式会社化、単協から信用事業を奪うことは、総合事業を通して地域のインフラを提供し、地域経済を支えている農協事業の役割を否定するもので、地域と雇用の崩壊をもたらします。 国連は、2014 年を「国際家族農業年」とし、食糧危機の解決と食糧主権確立のための持続可能な農業のあり方として、家族農業経営の普及を呼びかけました。安全な食料の安定供給や環境保全、地域を守るためにも、家族農業経営を守り育て、それを支える農協や農業委員会の機能を強化することこそ必要です。 よって国においては、以下の事項について対策を講じるよう強く求めます。 記 １　食料自給率の向上を目指すこと。 ２　協同組合の自主性を守り、農協の株式会社化等への組織改編、独占禁止法の適用除外等を含め、強制的に法律で押し付けないこと。 ３　政府が進めている「農協改革」は、地域経済やインフラを破壊し、農協労働者はじめ地域の雇用を奪うものであり、中止すること。 ４　農業委員の公選法を維持し、農業委員会の機能を充実させること。 以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
一　関　市	【議決年月日】平成 27 年６月 26 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策） 【件　　　名】ＴＰＰ交渉に関する意見書 ＴＰＰについて安倍首相は４月末の日米首脳会談で、日米交渉に「大きな進展があった」として、日米が早期妥結に向け指導性を発揮することを発表しました。しかし、その内容については「守秘契約」があると明らかにしていません。４月に行われた日米閣僚協議において、関税率ゼロで輸入するミニマムアクセス米（77 万トン）とは別枠で、年間５万トン米の輸入を認めたと報じられています。また、牛肉の関税は現行の 38.5％を 10％まで引き下げ、豚肉の差額関税制度は撤廃し１キロ当たり 482 円相当の関税を 50 円まで引き下げるとも報じられています。このような、米輸入特別枠の設置や牛肉・豚肉の関税引き下げなど、日本が大幅な譲歩案を提示したなら「農産品重要５品目」を「聖域」とした国会決議に反します。しかも米国がＴＰＰ情報の閲覧緩和方針を打ち出しているにもかかわらず、日本政府は情報の公開をいまだ拒否していることは遺憾であります。 よって、ＴＰＰ交渉について次のとおり取り組まれるよう強く求めます。 記 １　ＴＰＰ交渉の内容を国民に開示すること。 ２　農産品重要５品目の関税撤廃の除外を明記した国会決議を遵守できない場合は、ＴＰＰ交渉から撤退すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
陸前高田市	【議決年月日】平成 27 年７月１日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣 【件　　　名】安保関連法案の廃案を求める意見書 陸前高田市議会は、平成２６年９月議会において、「集団的自衛権の行使について国民的な合意と慎重な対応を求める意見書」を採択し、関係機関に意見書を提出した。 しかし、政府は、武力攻撃事態法やＰＫＯ法などの改正を行う平和安全法制整備法案及び他国軍隊等への協力支援活動等に関する国際平和支援法案を今国会に提出し、審議をしている。 このことは、歴代政権が、これまで憲法第９条の下では許されないとしてきたことを、大きく転換するものであり、国民への丁寧な説明がないまま法改正を強行しようとする政府の姿勢は、とうてい容認できるものではない。 また、上記の法案については、各種世論調査により、いまだ国民の多くは政府の説明が不十分であるとしており、衆議院憲法審査会においても、憲法学者全員から集団的自衛権の行使を容認する解釈は憲法違反であるとの指摘がなされているところである。 以上のことから、政府には、国民に対する十分な説明を求めるとともに、立憲主義を踏まえた国民的な合意を得る必要があることから、今国会に提出した安保関連法案について、廃案とすることを求めるものである。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
陸前高田市	【議決年月日】平成 27 年７月１日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣 【件　　　名】農業改革に関する意見書 政府は、平成２６年６月の「規制改革会議答申」を受け、「農林水産業・地域の活力創造プラン」を改訂し、農業協同組合・農業委員会等に関する改革の推進を提起している。 この「農業改革」は、農業生産法人による農地の集積・集約化、新規参入の促進、農業生産法人要件の緩和等、農業協同組合や農業委員会を解体しようというものである。 本市は、集落法人の設立や新規就農者の育成、地域農産物のブランド化等に取り組んでおり、その中で農業協同組合は、信用・共済事業をはじめ、総合的な活動を通じて、組合員や地域住民の暮らしに密接に関わっている。震災からの農業再生及び振興に一体となって取り組んでいること、また、高齢化や担い手不足が深刻であり、農業の大規模化に限界のある当地域の実情を鑑みると、この改革の内容は許容できるものではない。 また、農業委員の公選制を廃止し、地域農業振興の建議機能を奪うことは、農地管理や農業振興に対する農業者の意見表明の場を奪うことになる。 よって国においては、以下の事項について対策を講じるよう強く求める。 記 １　農政改革にあたっては、農業協同組合、農業委員会等の関係団体が果たす役割を踏まえつつ、地域の実情などにも十分配慮したうえで、慎重に議論を尽くし、法的な措置による強制は止めること。 ２　農業委員会の機能を充実させること。 ３　改革の推進にあっては、東日本大震災からの復興途上の被災地の活力を低下させることのないよう、十分に配慮すること。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
釜　石　市	【議決年月日】平成 27 年６月 26 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、 内閣官房長官、内閣府特命担当大臣(経済財政政策)、復興大臣 【件　　　名】集中復興期間終了後の来年度以降も国の財政支援を求める意見書 東日本大震災から、４年の歳月が経過いたしました。この間、被災地においては、住民・行政・議会が一体となり、英知を絞り全力を挙げて復旧・復興への取り組みを進めております。 しかしながら、被災地においては、生活再建の目途が立たぬまま、いまだに仮設住宅等に暮らす被災者も多くおり、先の見えない暗澹とした日々を送っております。また一方では、土地区画整理事業や防災集団移転促進事業など、新たなまちづくりに向けた復興事業の遅れも、深刻な状況となっております。 このような中、国においては、今年度を５年間の集中復興期間の最終年として、来年度以降は被災した地元自治体にも負担を求めるものと表明されたところであります。そしてこのことは、我々被災自治体にとって、これまで着実に進めてきた復興事業の進捗を鈍化させるものであり、被災者を初め被災地全体に大きな不安を募らせることとなっております。 ついては、被災した方々が１日も早い自力再建を果たし、震災からの復興が成し遂げられるよう、下記事項の実現を強く求めます。 記 １．国は、平成 27 年度までの集中復興期間終了後の平成 28 年度以降の復興・創生期間においても、震災からの復興を遅滞させることのないよう、被災自治体に負担を求めることは極力避け、幅広い財政支援策を講じること 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
釜　石　市	【議決年月日】平成27年６月26日 【提　出　先】岩手県知事 【件　　　名】ラグビーワールドカップ2019の開催に関わり財政支援等を求める意見書 本年３月にラグビーワールドカップ2019の開催都市に選定され、岩手県が当市とともに共同開催していただくことに、深く感謝をいたします。 当市においても、このことがラグビー関係者を初めとする大勢の市民が、震災からの復興の新たな光の第一歩と感じ、この盛り上がりを大いに喜んでおります。 しかしながら、本大会の開催に向けた取り組みにおいては、多額の財源と多くの人材が必要となることが予想されます。 また、当市においては、東日本大震災からの復興やまちづくりに多額の財源を必要としており、財政の逼迫が憂慮されます。 ついては、ラグビーワールドカップ2019の釜石開催が、盛会に行われるよう、下記事項の実現を強く求めます。 記 １．ラグビーワールドカップ2019の釜石開催にあたり、施設整備や運営経費、必要なマンパワーにおいて、応能負担を基本とした適正な財政支援と人的支援をお願いする ２．ラグビーワールドカップ2019の釜石開催が終了した後においても、施設の維持管理経費等について、県管理も視野に入れた継続的な財政支援をお願いする 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
釜　石　市	【議決年月日】平成 27 年６月 26 日 【提　出　先】釜石市長 【件　　　名】将来にわたり市の健全な財政運営を求める意見書 東日本大震災から、４年の歳月が経過いたしました。この間、被災地においては、住民・行政・議会が一体となり、英知を絞り全力を挙げて復旧・復興への取り組みを進めております。 しかしながら、被災各地においては、生活再建の目途が立たぬまま、いまだに仮設住宅等に暮らす被災者も多くおり、先の見えない暗澹とした日々を送っております。また一方では、土地区画整理事業や防災集団移転促進事業など、新たなまちづくりに向けた復興事業の遅れも、深刻な状況となっております。 このような中、今後開催が予定されるラグビーワールドカップ 2019 に関係する事業や、市民ホールを初めとする大型の公共施設の整備事業は、これまでの市の身の丈をはるかに超える膨大な資金を必要とし、さらには、完成した後の維持管理経費も、今後継続的に市民の財政負担となって重くのしかかってくることが懸念されます。また、このことは、釜石市の未来を背負う若者達への後年度負担になると考えられます。 ついては、未来の釜石市に暮らす住民にとって、明るい展望が見いだせるよう、下記事項の実現を強く求めます。 記 １．過去の苦い経験を踏まえ、市が財政破綻の危機を招くことの無いよう、事業の実施に当たっては、選択と集中をより一層徹底し、自主性・自律性の高い行財政基盤の確立に努めること ２．未来の釜石に生きる若者達のために、公共施設等の整備や完成後の維持管理にかかる経費について、後年度負担となるようなことを極力抑え、将来を見据えた施設整備や公共事業の実施に努めること 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
釜　石　市	【議決年月日】平成 27 年６月 26 日 【提　出　先】岩手県知事 【件　　　名】鳥獣保護区の一部解除を求める意見書 釜石鳥獣保護区内においては、野生鳥獣による被害が年々拡大しており、特にもニホンジカによる被害は、農林業にとどまることなく、生活への被害の増加や自動車との接触による事故など頻繁に発生しております。 特に今年は、例年と比較して住宅の庭先にまで入り込むことにより、野菜、草花の被害が発生し、地域住民にとって深刻な状況です。 このことから、農林業への被害の増大はもとより、市民の生活環境の悪化などが懸念され、地域社会に及ぼす影響が憂慮されるところであります。 よって、地域の実情を深く認識され、鳥獣保護区の一部解除による区域の縮小について強く求めます。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
二　戸　市	【議決年月日】平成 27 年６月 15 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣 【件　　　名】「戦争法」制定に反対する意見書 政府は第１８９回通常国会に、「国際平和支援法案」と「平和安全法制整備法案」の２法案を提出した。国際平和支援法案は、他国籍軍等の戦争を自衛隊が随時支援できるようにするための恒久法であり、平和安全法制整備法案は集団的自衛権の行使を可能とするための自衛隊法改正案など１０法案を一括したものである。 いずれも自衛隊の武力行使の条件を整備し、これまで自国防衛以外の目的に行使できなかった自衛隊の力を、米国等の求めに応じて自由に行使できるようにするものである。戦争を放棄し、戦力の不保持を定めた憲法に反することは明らかであり、戦争を準備するための「戦争法案」と言うべきものだ。 政府は長年にわたって「憲法第９条下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべき」として、集団的自衛権の行使や他国軍の武力行使との一体化を憲法違反としてきた。今回の２法案は、平和憲法下の我が国の基本政策を転換し、戦争を放棄した平和国家日本のあり方を根本から変えるものであり、とうてい認めることはできない。 よって本議会は、集団的自衛権の行使を容認する閣議決定を速やかに撤回し、２法案の制定を断念することを強く求めるものである。 以上、地方自治法第９９条の規定により、意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
二　戸　市	【議決年月日】平成 27 年６月 15 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣 【件　　　名】労働者派遣法改正案、労働基準法改正案の撤回を求める意見書 政府は成長戦略の名のもと、労働者保護ルールの改悪を打ち出しています。派遣労働の大幅な拡大、労働時間や解雇の規制緩和、職業紹介事業の民間解放など、どれも労働者の生活を脅かす内容です。 労働者派遣法改正案は、「臨時的・一時的な業務に限定」し「常用雇用の代替をしてはならない」という派遣労働の大原則を取り払い、「派遣期間上限３年」を外して「無期限」に派遣労働者を使い続けられるようにするものです。増え続ける派遣労働者の正社員への道を閉ざし、不安定雇用のまま“生涯ハケン”を押しつけることになりかねません。 労働基準法改正案の一番の問題点は、労働時間、休日、深夜の割増賃金の規定等を適用除外とする「高度プロフェッショナル制度」（特定高度専門業務･成果型労働制）の創設です。労働時間制度は、労働者を守る最低限のルールであり、すでに、労働時間を自分の裁量で管理できる立場にある上級管理職や研究者については裁量労働制が導入されています。長時間過密労働が蔓延し、過労死･過労自殺が後を絶たない現状において、さらに、これらを助長しかねない労働時間規制を適用除外する新制度や裁量労働制の拡大は認めることができません。 労働者派遣法改正案は国会で二度も廃案になりました。また、今回の労働時間規制を適用除外する新制度は、「残業代ゼロ法案」「過労死促進法案」との批判にさらされ、法案提出ができなかった「ホワイトカラー・エグゼンプション」と同じものです。 よって、政府に対し、次の事項について誠実に対応されるよう強く要望し、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。 記 １　労働者派遣法改正案を撤回すること。欧州連合（ＥＵ）型の均等待遇原則を参考に、派遣労働者と正規労働者の間の均等待遇の確保を推進すること。 ２　労働基準法改正案を撤回すること。労働時間（時間外労働）の上限規制や勤務間インターバル規制（２４時間につき最低連続１１時間の休息期間を確保する規制）等を導入して、長時間労働を抑制し不払い残業を根絶すること。

市町村議会名	意見書の内容
二　戸　市	【議決年月日】平成 27 年６月 15 日 【提　出　先】衆議院議長、内閣総理大臣 【件　　　名】東日本大震災復興事業は全額国費で進めることを求める意見書 東日本大震災の復興にあたる復興庁が２０１５年度で５年間の「集中復興期間」が終わる全額国庫の復興事業について、地元負担の導入や一般公共事業への移行、一部は打ち切りの方針を打ち出したことに被災県である岩手県の自治体と住民に衝撃が広がっています。 大きな被害を受けた被災地の復興は道半ばで、多くの被災者はいまだに元の暮らしを取り戻せていません。被災から４年以上たった今も２０万人を超す人びとが避難生活を送っている東日本大震災の復興が自治体や住民まかせで進まないことは明らかです。 被災地の自治体は元々財政力が弱く、被災により人口の流出や産業の衰退が続いている中、一部とはいえ自治体負担の導入は復興事業そのものの存続に関わりかねません。とりわけ、東京電力福島第一原発事故でいまだに立ち入りが制限される地域が残り、１０万人を超す人たちの避難生活が続く福島県では本格的な復興はまさにこれからです。「集中復興期間」の終了でなく、延期・充実こそが求められています。 国際的にも被災者を保護し、援助を与える「第一義的な義務と責任は国家当局にある」というのが原則です。 よって国は１０００年に１度の大災害の被災地の自治体と被災者の声に耳を傾け、地元負担の導入や打ち切りでなく、最後まで国が責任をもち、全額国庫で復興事業を進めるよう強く求めます。 上記のとおり、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
葛　巻　町	【議決年月日】平成 27 年７月７日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣 【件　　　名】地方自治体の医療費助成制度における現物給付導入に係る国庫負担金削減の撤廃を求める意見書 　地方自治体が行っている医療費助成制度について、その給付方法のひとつである現物給付は、医療機関窓口において負担上限額までの支払いで済む方法です。 　患者にとって現物給付のメリットは、負担上限額分の医療費を用意しておけば、それ以上の支払いが不要であるため安心して受診でき、傷病の早期発見・早期治療につなげることができます。また、一方の給付方法である償還払いの際に必要となる医療費助成給付申請書の手続きが不要です。市町村にとっては、償還払いに係る事務作業や振込手数料が不要です。医療機関にとっては、医療費助成給付申請書の確認と診療報酬明細書（レセプト）への貼付が不要です。 　しかし、現物給付を導入すれば、ペナルティとして国民健康保険に係る国からの国庫負担金が削減されてしまいます。なぜ国は、住民の健康のために患者負担を軽減している自治体に対してペナルティを科すのでしょうか。そもそも国民の健康を守ることは、日本国憲法 25 条で規定されるように国の責務ではないでしょうか。 　以上の点から、国におかれましては、住民の健康増進及び傷病の早期発見・早期治療による重症化防止のため、次の項目について早期に実現されるよう求めます。 記 １．国は、地方自治体の医療費助成制度で現物給付を導入している自治体に対する国民健康保険に係る国庫負担金の削減をやめてください 　以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
葛　巻　町	【議決年月日】平成 27 年７月７日 【提　出　先】岩手県知事、副知事、保健福祉部長、総務部長 【件　　　名】岩手県の医療費助成制度について現物給付の導入を求める意見書 県は医療費助成制度の給付方法について、就学前児童及び妊産婦については 2016 年８月より現物給付を導入する方針ですが、その他の助成制度対象者は償還払いのままです。 償還払いは、医療機関を受診した際に窓口でいったん法定の一部負担金を支払い、負担上限額を超えた分が後日払い戻されます。一方の給付方法である現物給付は、医療機関窓口において負担上限額までの支払いで済み、東北では秋田県や山形県は全ての制度で現物給付を導入しています。 患者にとって現物給付のメリットは、負担上限額分の医療費を用意しておけば、それ以上の支払いが不要なことです。そのため安心して受診でき、傷病の早期発見・早期治療につなげることができます。また、償還を受けるために必要な医療費助成給付申請書の手続きが不要です。市町村にとっては、償還に係る事務作業や振込手数料が不要です。医療機関にとっては、医療費助成給付申請書の確認と診療報酬明細書（レセプト）への貼付が不要です。 以上の点から、県におかれましては、県民の健康増進及び傷病の早期発見・早期治療による重症化防止のため、次の項目について早期に実現されるよう求めます。 記 １．県は医療費助成制度の給付方法について全て現物給付としてください 以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
西 和 賀 町	【議決年月日】平成 27 年６月 26 日 【提　出　先】内閣総理大臣、文部科学大臣、総務大臣、財務大臣 【件　　　名】30 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度堅持及び拡充、教育予算拡充を求める意見書 平成２３年度に義務標準法が改正され、小学校１年生の基礎定数化がはかられました。これは、約３０年ぶりの学級編制標準の引き下げであり、少人数学級の推進に向けようやくスタートを切ることができました。 今回改正された義務教育標準法の条文の附則には、小学校の２年生から中学校３年生までの学級編制標準を順次改定することについて検討を行い、法制上を含めた措置を講ずることと、措置を講ずる際の必要な安定した財源の確保に努めることも明記されました。今後、３５人以下学級の着実な実行が重要です。 日本は、ＯＥＣＤ諸国に比べて、１学級当たりの児童生徒数や教員１人当たりの児童生徒数が多くなっています。一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、１学級の規模を引き下げる必要があります。 子どもたちが全国どこに住んでいても、均等に一定水準の教育を受けられることが憲法の精神です。しかし、教育予算について、平成２０年におけるＧＤＰに占める教育費公財政支出の割合は、ＯＥＣＤ加盟国の中で日本は最下位となっています。また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は２分の１から３分の１に引き下げられ、自治体財政を圧迫しています。 将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要です。未来への先行投資として、子どもや若者の学びを切れ目なく支援し、雇用・就業の拡大につなげる必要があります。こうした観点から、平成２８年度政府の予算編成において下記事項の実現を強く求めます。 記 １.少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、ＯＥＣＤ諸国並みのゆたかな教育環境を整備するため、３０人以下学級とすること。 ２.教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国負担割合を２分の１に復元すること。 ３.学校施設整備費、就学援助・奨学金、学校・通学路の安全対策など、教育予算の充実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
西和賀町	【議決年月日】平成 27 年６月 26 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、 内閣府特命担当大臣（規制改革） 【件　　　名】農協改革をはじめとした「農業改革」に関する意見書 政府は、今通常国会に農業改革に関する法案を提出しました。 平成２６年６月の「規制改革会議」の答申を受けて進められている「農業改革」の名による農協・農業委員会などの改革は、地域農業や農協のあり方にとどまらず、国民の食料や地域の将来、そして協同組合そのもののあり方に関わる重大な問題であります。 この規制改革は、安倍首相の「日本を世界で一番企業が活躍しやすい国にする」という成長戦略の一環として、これまで競争原理がなじまないとされてきた医療・健康分野と並び、農業をも企業の自由競争の場に開放する政策の一環として進められているものであり、その障害となる農地法、農協及び農業委員会を「岩盤規制」と称して、事実上の解体をめざすものとなっています。 この規制改革が進められることにより、家族農業経営が追い出され、地域農業と地域の暮らし、そして協同組合が破壊されることとなり、ＩＣＡ（国際協同組合同盟）も、協同組合原則を侵害するものとして厳しく批判しています。 私たちは、安全な食料を安定的に生産する日本の農業を守り、食料自給率を向上させる政策、そして地域農業と家族的農業経営、地域のくらしを支える農協を発展させてこそ、地域経済を活性化させる道だと考えます。 以上のことをふまえ、下記事項について、地方自治法第９９条の規定に基づき、意見書を提出します。 記 １．農業改革にあたっては、国連も推奨している家族農業経営を育てることを旨とし、食料自給率の向上を目指すものとすること。また、一般企業の農地取得に道を開く農地法改正や農業委員の公選制等の廃止をやめること。 ２．協同組合である農協のあり方は、農協自身による改革を尊重し、法的な措置による強制は止めること。

市町村議会名	意見書の内容
西和賀町	【議決年月日】平成 27 年６月 26 日 【提　出　先】内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、復興大臣 【件　　　名】「被災児童生徒就学支援等事業交付金」継続に向けた国への働きかけを求める意見書 東日本大震災から４年が経過しました。東日本大震災で被災をし、経済的理由により就学等が困難な子どもを対象に、国による就学支援等が行われています。 具体的には、幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学級・学校、私立学校、専修学校･各種学校に対して自治体が実施している既存の就学支援事業等において、震災により、対象者増や単価増が見込まれるため、自治体の新たな負担を全額国費で国が負担・支援するものです。平成２３年度の国の補正予算において、平成２６年度まで必要な支援ができるよう「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」が創設されました。平成２７年度は基金方式ではないものの「被災児童生徒就学支援等事業交付金」として継続されました。 事業対象の子どもの数は全国で、平成２３年度 67,639 人、２４年度 58,352 人、２５年度 52,436 人となっており、学校現場からも事業の継続を強く望む声が届いています。 国の東日本大震災復興特別会計は来年度以降も続きますが、集中復興期間は平成２７年度で終了することになっており、復興事業の見直しが検討されています。 こうした状況をふまえ、経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学が保障されるよう、下記事項の実現を強く求めます。 記 １. 東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学を保障するため、引き続き、平成２８年度以降も全額国費で支援する「被災児童生徒就学支援等事業交付金」を継続すること。 以上、地方自治法第９９の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
住　田　町	【議決年月日】平成 27 年６月 12 日 【提　出　先】内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣、岩手県知事 【件　　　名】安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める意見書 東日本大震災では、「医療崩壊」「介護崩壊」の実情が改めて明らかになり、その中で医師、看護師、介護職員など医療・福祉労働者の人手不足も浮き彫りになった。 厚生労働省が平成２３年６月１７日に出した「看護師等の『雇用の質』の向上のための取り組みについての通知（５局長通知)」では、「看護師等の勤務環境の改善なくして、持続可能な医療提供体制や医療安全の確保は望めない。夜勤・交替制労働者等の勤務環境改善は、喫緊の課題」としている。安全・安心の医療・介護のためにも、看護師など夜勤・交替制労働者の増員と、労働環境の改善のために、法規制が必要である。 震災からの復興、地域医療再生のためにも、医療・社会保障予算を先進国並みに増やすことが求められている。 医師・看護師・介護職員等の増員を実現し、安全でゆきとどいた医療・看護・介護の拡充を図るための対策を講じられるよう、下記の事項について要望する。 記 １．看護師など夜勤交替制労働者の労働時間を１日８時間、週３２時間以内、勤務間隔１２時間以上とし、労働環境を改善すること。 ２．総合診療医・看護師・介護職員などを大幅に増やすこと。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
大　槌　町	【議決年月日】平成 27 年６月 11 日 【提　出　先】衆議院議長 、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、内閣官房長官 【件　　　名】集団的自衛権の行使容認に反対する意見書 国は、立憲主義を否定する集団的自衛権の行使を認めずに、憲法を守り、活かすよう強く要望する。 理由 政府は、これまで歴代政権が憲法上できないものとしてきた集団的自衛権の行使を可能とする閣議決定を行った。しかも、憲法改正を国民に問うものでもなく、また、立法府であり国権の最高機関である国会での議論も行わずに、与党内で調整をしたのみで行われたものである。 日本国憲法は、過去の悲惨な戦争と専制政治を反省し、人々の平和と民主主義の渇望の中から生まれ、国民主権主義、人権尊重主義、平和主義を基本原理とし、権力保持者の恣意によることなく、法に従って権力が行使されるべきであるという政治原則（立憲主義）を規定している。それを時々の政府の都合で解釈を変えられるようになれば、憲法は憲法でなくなり、これまでの国のかたちを大きく変えるだけでなく、民主主義を大本から破壊することにつながるものと言える。 よって、国において、戦争のない平和な日本、平和なアジアと世界を目指す立場から、現憲法下において集団的自衛権の行使を可能とする全ての立法や政策を行わないよう強く要望する。 上記のとおり、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
大　槌　町	【議決年月日】平成 27 年６月 11 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、復興大臣 【件　　　名】東日本大震災集中復興期間終了後における被災自治体の財政負担を求める方針の撤回を求める意見書 （趣旨） 東日本大震災津波からの復興に、被災自治体はそれぞれに鋭意努力しているが、さまざまな事情により、計画通りに進捗していないのが実情である。集中復興期間が平成２７年度末で終了することを受け、被災自治体に財政負担を求めるとした方針を撤回するよう強く要望する。 （理由） 被災自治体は、これまで国や県の支援を受け、復興計画の実施に心血を注ぎ、日夜努力してきた。しかしながら、そのすべてが計画通りに進めることができない現実にあり、その要因は、自治体の責任が及ぶものではないことも、随所に見受けられる。その一方で、国による集中復興期間を予定通りに終了させることは、現場の状況と、或いは被災者の感情とは、大きく乖離していると断言せざるを得ない。未だに仮設住宅に暮らす人々の心情を察するに、或いは事業主の弛まぬ努力と流した涙や汗の量を思うとき、我々はこれまで以上に、誠心誠意、まちづくりのために働く意を強くするものである。 先頃、「地域振興策や将来の災害への備えといった全国共通の課題への対応との性質を併せ持つものについては、被災自治体においても一定の負担を行うものとする」とする復興庁の方針が示されたが、震災からの復興は、まさに、この地域振興策も、災害への備えも極めて重要な課題であることは否定されないはずである。 人口流出が進み、消滅の危機にあると揶揄される自治体であっても、未来につなげるまちづくりを進めており、税収の落ち込みや医療費の増大なども懸念される現状にあっては、自治体負担が１～３％程度とはいえ、大きな負担となることは明らかである。すなわち、このことは復興への加速が鈍ることを意味し、ひいては、格差の増長になりかねないのである。 ついては、国においては、被災地の復興の現状や財政状況を踏まえ、特例的な財政支援を継続し、被災自治体に対し財政負担を求める方針を撤回するよう強く要望する。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
山　田　町	【議決年月日】平成 27 年６月 11 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、岩手県知事 【件　　　名】岩手県の医療費助成制度について現物給付の導入を求める意見書 岩手県は医療費助成制度の給付方法について、就学前児童及び妊産婦については2016年８月より現物給付を導入する方針だが、その他の助成制度対象者は償還払いのままとなっている。 償還払いは、医療機関を受診した際に窓口でいったん法定の一部負担金を支払い、負担上限額を超えた分が後日払い戻される仕組みである。一方の現物給付は医療機関窓口において負担上限額までの支払いで済み、東北では秋田県や山形県において、すべての制度で現物給付を導入している。 患者にとっての現物給付のメリットは、負担上限額分の医療費を用意しておけば、それ以上の支払いが不要なことである。そのため安心して受診でき、傷病の早期発見・早期治療につながる。また、償還を受けるために必要な医療費助成給付申請書の手続きが不要となる。市町村では、償還に係る事務作業や振り込み手数料が不要となる。医療機関では、医療費助成給付申請書の確認と診療報酬明細書への貼付が不要となる。 しかし、現物給付を導入すれば、ペナルティとして国からの国民健康保険に係る国庫負担金が削減されてしまう。住民の健康のために患者負担を軽減している自治体に対してペナルティを科すことはやめるべきである。 以上のことから、次の事項を実施するよう強く求める。 記 １　県は医療費助成制度の給付方法についてすべて現物給付とすること ２　国は現物給付を導入している自治体に対する国民健康保険に係る国庫負担金の削減をやめること 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
山　田　町	【議決年月日】平成 27 年６月 11 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、復興大臣、財務大臣 【件　　　名】平成 28 年度以降の復興事業において被災自治体に財政負担を求める方針の撤回を求める意見書 東日本大震災から４年が経過し、当町ではさまざまな復旧・復興事業が、まさに最盛期を迎えようとしているところであるが、甚大な被害に加え、マンパワー不足や資材不足などの理由により、全ての事業を集中復興期間内に完了することは不可能であり、平成２８年度以降も国の特例的な財政支援の継続が不可欠である。 しかし、国が示した方針「平成２８年度以降の復興事業にかかる自治体負担の対象事業及び水準について」によると、全額国費で行ってきた復興事業の一部について、１.０%から 3.3%の財源負担を導入するという内容となっている。 復興まちづくり、住宅再建、生業の再生など被災地の復興は、まだまだこれからである。たとえ数パーセントの負担率であっても、震災により財政力が低下している被災自治体に与える影響は大きく、復興の大きな妨げになることが危惧される。また、被害が大きく復興が遅れる自治体ほど負担額が重くなるという不公平感は解消されない。 よって、国においては、被災地の復興の現状や財政状況を踏まえ、復旧・復興が完全に成し遂げられるまで集中復興期間と同様の特例的な制度と財政支援を継続し、被災自治体に対し財政負担を求める方針を撤回するよう強く要望する。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
田野畑村	【議決年月日】平成 27 年 7 月 13 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、外務大臣、防衛大臣、内閣官房長官 【件　　　名】安全保障関連法制定の慎重審議を求める意見書 政府は第１８９回通常国会に「国際平和支援法案」と「平和安全法整備法案」の２法案を提出した。 「国際平和支援法案」は多国籍軍などの戦争を自衛隊が随時支援できるようにするための恒久法であり、「平和安全法整備法案」は集団的自衛権の行使を可能とするための自衛隊法改正案等１０法案を一括したものである。 ５月２６日からの国会で安全保障関連法案の審議が始まったが、共同通信社による５月３０日、３１日の全国世論調査では安倍政権の姿勢に対し、「十分な説明をしているとは思わない」との回答が８１．４％、法案成立後、日本が戦争に巻き込まれるリスクが「高くなる」は６８．０％で、多くの国民の不安と疑念が示された。 よって、国において、国民を守るための安全保障法制の整備に当っては、平和に対する国民の不安や疑念を払拭するためにも、十分な国民への説明と憲法の理念を尊重し、今国会の成立にこだわらず慎重審議を尽くされるよう強く要請する。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
軽　米　町	【議決年月日】平成 27 年６月 19 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、防衛大臣 【件　　　名】「安保法制」制定に反対する意見書 政府は、第189回通常国会に、「国際平和支援法」及び「平和安全法制整備法」の２法案を提出しました。 軽米町議会では、平成26年６月20日付けで政府に対し「集団的自衛権に関する憲法解釈を変更しないことを求める意見書」を提出しています。その中で、国の安全保障政策は、立憲主義に基づき、憲法前文と第９条に基づいて制定されるのは当然のことであり、集団的自衛権の行使については、その時々の政府の判断で解釈を変更することは、あってはならないとしています。 今国会の衆議院の憲法審議会における、自民党、公明党推薦の憲法を専門とする参考人を含む３人全員が、集団的自衛権の行使は、憲法違反と断じています。 今国会に提出されている２法案は、集団的自衛権の行使につながるものであり、戦後70年の平和憲法のもとでの我が国の、基本政策を転換し、戦争を放棄した平和国家の日本の在り方を変えるもので認めることはできません。 よって軽米町議会は、集団的自衛権の閣議決定を速やかに撤回し２法案の制定をしないことを強く求めるものです。 以上、地方自治法第９９条の規定に基づき意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
軽　米　町	【議決年月日】平成 27 年６月 19 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣 【件　　　名】少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書 ３５人以下学級について、小学校１年生、２年生と続いてきた３５人以下学級の拡充が予算措置されていません。 日本は、ＯＥＣＤ諸国に比べて、１学級当たりの児童生徒数や教員１人当たりの児童生徒数が多くなっています。一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、ひとクラスの学級規模を引き下げる必要があります。文部科学省が実施した「今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約６割が「小中高校の望ましい学級規模」として、２６人～３０人を挙げています。 このように、保護者も３０人以下学級を望んでいることは明らかです。 社会状況等の変化により学校は、一人ひとりの子どもに対するきめ細かな対応が必要となっています。また、新しい学習指導要領が本格的に始まり、授業時数や指導内容が増加しています。日本語指導などを必要とする子どもたちや障害のある児童生徒への対応等も課題となっています。いじめ、不登校等生徒指導の課題も深刻化しています。こうしたことの解決に向けて、計画的な定数改善が必要です。 子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。しかし、教育予算について、ＧＤＰに占める教育費の割合は、ＯＥＣＤ加盟国（データのある３１ヵ国）の中で日本は最下位となっています。また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は２分の１から３分の１に引き下げられ、自治体財政を圧迫するとともに、非正規雇用者の増大などにみられるように教育条件格差も生じています。 将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要です。子どもや若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要があります。 こうした観点から、２０１６年度政府の予算編成において下記事項の実現について、強く要望します。 記 １　少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、ＯＥＣＤ諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、３０人以下学級とすること。 ２　教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国負担割合を２分の１に復元すること。 以上、地方自治法第９９条の規定に基づき意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
野　田　村	【議決年月日】平成 27 年６月 19 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、防衛大臣 【件　　　名】「国際平和支援法」及び「平和安全法制整備法」の国民的な議論・合意に関する意見書 政府は昨年７月１日の臨時閣議で、集団的自衛権の行使容認を決定し、これに基づき「国際平和支援法」及び「平和安全法制整備法」を今国会に提出し審議されています。 大震災大津波の被災地である野田村議会としては、政府に一番に取り組んで欲しい課題は、震災からの早期復旧・復興をはじめ、地域経済の回復や人口減など復興の加速と地域創生であります。 「国際平和支援法」及び「平和安全法制整備法」は国民の認知度が低く、また、必ずしも十分な議論がなされているとは考えられません。政府は平和安全関連法の整備を急ぐことなく、国の在り方の変更を伴う重要事項と捉え、これら法律の撤回又は廃案をも考慮するとともに、その対応は強行的ではなく取り組むよう、以下のとおり要望します。 記 １　「国際平和支援法」及び「平和安全法制整備法」の採決は、強行的におこなわないこと。 ２　平和安全関連法の整備は、我が国の安全保障に関わる重要事項と捉え、十分な議論を尽くしたうえで決定すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
一　戸　町	【議決年月日】平成 27 年６月９日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、防衛大臣 【件　　　名】「国際平和支援法」及び「平和安全法制整備法」の廃案を求める意見書 政府は昨年７月１日の臨時閣議で集団的自衛権の行使容認を決定し、これに基づき「国際平和支援法」及び「平和安全法制整備法」を国会に提出しました。 一戸町議会は、平成 27 年３月 18 日付けで政府に対し「集団的自衛権に関する閣議決定を撤回し、これに基づく法整備を行わないことを求める意見書」を提出しております。 その中で、戦後 70 年を迎え、国際社会や国際情勢の変化とともに、自衛隊のＰＫＯ参加など、わが国に求められる国際貢献のありかたも変わってきており、新たな対応が必要であることには一定の理解を示したうえで、「憲法は政府の行為を拘束する最高法規」であり、国民的議論を経ずに憲法の解釈変更による対応を容認せずとの姿勢を示しました。 今国会に提出されている「国際平和支援法」及び「平和安全法制整備法」は、国民の認知度が低く、とても国民的議論のうえで提案されてきたとは思えません。政府には、平和安全関連法整備を急ぐことなく、国民的議論のうえで法整備を行うよう、また本法整備が国のあり方の変更を伴う重要事項ととらえ、小手先の対応ではなく真剣に取り組むよう、以下のとおり要望します。 記 1　国民的議論なきままに提出された「国際平和支援法」及び「平和安全法制整備法」を撤回または廃案とすること。 2　平和安全関連法の整備は、わが国の安全保障にかかわる重要事項ととらえ、国民の意見を真摯な態度でくみ取り、十分な議論を尽くしたうえで提出し決定すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
一　戸　町	【議決年月日】平成 27 年６月９日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣 【件　　　名】少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書 35 人以下学級について、小学校１年生、２年生と続いてきた 35 人以下学級の拡充が予算措置されていません。 日本は、ＯＥＣＤ諸国に比べて、1 学級当たりの児童生徒数や教員１人当たりの児童生徒数が多くなっています。一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、ひとクラスの学級規模を引き下げる必要があります。文部科学省が実施した「今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約 6 割が「小中高校の望ましい学級規模」として、26 人～30 人を挙げています。このように、保護者も 30 人以下学級を望んでいることは明らかです。 社会状況等の変化により、学校は一人ひとりの子どもに対するきめ細かな対応が必要となっています。また、新しい学習指導要領が本格的に始まり、授業時数や指導内容が増加しています。日本語指導などを必要とする子どもたちや障がいのある児童生徒への対応等も課題となっています。いじめ、不登校等生徒指導の課題も深刻化しています。こうしたことの解決に向けて、計画的な定数改善が必要です。 子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。しかし、教育予算について、ＧＤＰに占める教育費の割合は、ＯＥＣＤ加盟国（データのある 31 か国）の中で日本は最下位となっています。また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は２分の１から３分の１に引き下げられ、自治体財政を圧迫するとともに、非正規雇用者の増大などにみられるように教育条件格差も生じています。 将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要です。子どもや若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要があります。 こうした観点から、平成 28 年度政府予算編成において、下記事項を実現するよう要望します。 記 １　少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、ＯＥＣＤ諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30 人以下学級とすること。 ２　教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国負担割合を２分の１に復元すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
一　戸　町	【議決年月日】平成 27 年６月９日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、国土交通大臣 【件　　　名】国道４号一戸町岩舘字川又～子守間に自転車歩行者道整備を求める意見書 平成 28 年 4 月 1 日に小鳥谷中学校が一戸中学校に統合する方向となっております。両校の距離は 4ｋｍあまりしか離れておりませんが、両校を結ぶ国道４号の川又～小姓堂橋間（約 1.3ｋｍ）に道路構造令に定める自転車歩行者道が整備されていないため、生徒たちが互いの地域を自由かつ安全に往来することが難しい状況です。しかし、現在でも地域住民や高校生が、必要に駆られて徒歩または自転車で、危険を承知で同区間を通行しております。 国道４号小鳥谷バイパスの第２期工事が完了し全線開通すれば、当該区間は旧道となり交通量が少なくなるため、現状の自転車歩行者道がないままでも安全性は確保されると思われます。しかし、その着工時期は全くの未定であり、それまでの間歩行者及び自転車通行者、通行時に常に危険にさらされることになりますし、自動車の運転者も幅員の狭い場所では、常に危険を避けながら運行しなければならず、基幹国道としての機能を十分に発揮できない状態に置かれます。 また、学校の統合は、生徒たちの自由な往来により相互理解を深めることで一体感が醸成されるものと考えます。学校間の距離が 4ｋｍほどしか離れていない地区に居住する生徒たちが、互いに自由に往来できる環境を整えることは教育効果を十分に発揮するためにも必要なことと考えます。 自転車歩行者道ができることにより、中学生のみならず高校生や地域住民も自由かつ安全に往来できるようになり、教育効果のみならず地域活性化にも寄与するものと考えます。また、国道４号の基幹国道としての機能が十分に発揮されるものとなります。 以上の趣旨から、下記の事項について、強く要望いたします。 記 ・国道４号の一戸町岩舘字川又地内（598.7ｋｍ付近）～岩舘字子守地内（600ｋｍ付近）間に道路構造令に定める自転車歩行者道を早急に整備すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出します。